

(別添)

農薬登録保留基準の改正案に対するパブリックコメント結果

1. パブリックコメント

募集期間:平成20年2月21日から20年3月21日まで実施、意見が1通(2件)寄せられた。

2. パブリックコメントに提出された御意見と御意見に対する考え方

御意見の該当箇所 : 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準 4,5,6,7-テトラクロロフタリド (別名 フサライド) 87 μ g/l		
No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>フサライドのような「藻類に対する生長阻害試験」条件下で加水分解を起こす農薬の評価方法が確立されていない。無理やり初濃度と定量下限値の平均値をもって規制を行うのは農薬登録保留基準値が著しく小さくなり、危険性が高い農薬と受け取られかねない。</p> <p>難しい点はあると思うが新たな試験方法を提案するなり、分解物として評価しそれを持ってリスク評価に反映させるなどの考え方を示して欲しい。</p>	<p>水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準は、国際的にも合意されたOECDによるテストガイドラインに準拠した手法に基づき、水産動植物(魚類、甲殻類及び藻類)への影響を評価して、設定しております。</p> <p>藻類生長阻害試験の試験法では、試験途中での換水ができないため、本物質のように加水分解性が高い物質の場合には被験物質濃度の維持が困難であり、このような場合の評価をどうするかについては本物質に係る中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会の審議の場でも問題提起はされたものの結論には至らず、このような物質の評価方法については今後の検討課題と認識しています。</p> <p>また、申請者から提出された、試験途中で被験物質を添加する方法は、標準的な試験法とは異なるため、現時点では基準設定の根拠としては採用することはできないと考えています。</p>
2	<p>加水分解の影響をできるだけ排除し評価をするために、24時間毎にフサライドを添加する形の試験を実施し提出している。別の試験方法が提示されていなく加水分解が起こるような農薬の場合周辺データも含めて総合的に評価すべきと考える。</p> <p>フサライドを添加した藻類に対する生長影響試験のEC50は$>1070\mu$g/lであり、現時点でフサライドの評価にはこのデータを用いるのが望ましい。この試験は、ガイドラインと異なる操作を行っているためGLP試験ではないが、GLP試験と同じラボで試験を行っているため信頼性はあると判断される。</p>	